

ふくしま産業復興企業立地補助金第7次募集概要

	要 件	摘 要															
補助対象業種	①製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農商工連携の各関連産業業種 ②企業立地促進法集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種 ③自ら使用するための物流施設を設置する業種 ④コールセンター、データセンター																
補助対象事業及び対象経費	補助対象業種の企業が次の施設で行う機械設備の設置（更新、入替は除く。）等にかかる費用とします。 ①工場（製造業の用に供される施設） ②物流施設（自ら使用するために建設する倉庫、配送センター等） ③試験研究施設 （製造業を営む者が製品開発等に利用するための試験又は研究を行う施設） ④コールセンター等の対事業者サービス業の施設 （情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設） ※ 土地、建物の取得を含み、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の対象となる事業は、平成 26 年 12 月下旬又は 27 年 1 月から募集開始予定の当該補助金を申請してください。																
交付要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">投下固定資産額 1 億円以上</td> <td style="width: 30%;">新規地元雇用者数 5 人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 10 億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 10 人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 50 億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 50 人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 100 億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 100 人以上</td> </tr> </table> ※補助金の交付要件は、上表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数となります。	投下固定資産額 1 億円以上	新規地元雇用者数 5 人以上	投下固定資産額 10 億円以上	新規地元雇用者数 10 人以上	投下固定資産額 50 億円以上	新規地元雇用者数 50 人以上	投下固定資産額 100 億円以上	新規地元雇用者数 100 人以上	原則として、投下固定資産額には、金額の 1%以上、再生可能エネルギー関連施設に対する投資を行うこと。							
投下固定資産額 1 億円以上	新規地元雇用者数 5 人以上																
投下固定資産額 10 億円以上	新規地元雇用者数 10 人以上																
投下固定資産額 50 億円以上	新規地元雇用者数 50 人以上																
投下固定資産額 100 億円以上	新規地元雇用者数 100 人以上																
補助上限額	30 億円																
補助率	投資を実施する場所、企業規模に応じて下表の補助率が適用となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">避難指示解除準備区域・居住制限区域</th> <th style="width: 20%;">（旧緊急時避難準備区域）</th> <th style="width: 15%;">津波浸水地域</th> <th style="width: 35%;">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>2/3 以内</td> <td>（1/3 以内）</td> <td>1/3 以内</td> <td>1/4 以内</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>3/4 以内</td> <td>（1/2 以内）</td> <td>1/2 以内</td> <td>1/3 以内</td> </tr> </tbody> </table> ※予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行います。	区分	避難指示解除準備区域・居住制限区域	（旧緊急時避難準備区域）	津波浸水地域	その他の地域	大企業	2/3 以内	（1/3 以内）	1/3 以内	1/4 以内	中小企業	3/4 以内	（1/2 以内）	1/2 以内	1/3 以内	
区分	避難指示解除準備区域・居住制限区域	（旧緊急時避難準備区域）	津波浸水地域	その他の地域													
大企業	2/3 以内	（1/3 以内）	1/3 以内	1/4 以内													
中小企業	3/4 以内	（1/2 以内）	1/2 以内	1/3 以内													
事業実施期間	原則として、平成 29 年 3 月末までに事業を完了し操業することとします。																
受付期間	平成 26 年 11 月 17 日（月）～平成 27 年 1 月 16 日（金）正午まで																
その他	申請する企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について事前に県に相談をお願いします。 特に、H23.3.11 時点で警戒区域等において操業されていた場合には、補助対象経費、着手時期等の運用が異なる場合がありますので、お問い合わせ願います。																